

定 款

平成24（2012）年12月12日 移行認定

平成27（2015）年3月20日 変更（4月 8日変更届出）

平成29（2017）年6月 3日 変更（6月21日変更届出）

令和元（2019）年6月 9日 変更（6月25日変更届出）

令和7（2025）年6月 7日 変更

公益社団法人 大阪技術振興協会

公益社団法人大阪技術振興協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪技術振興協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を大阪府大阪市西区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、科学技術に関するコンサルティング事業を通じて、科学技術の振興を図り、産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

(公益目的事業)

(1) 公共事業への技術支援

(2) 環境配慮活動への支援

(3) その他協会の公益目的を達成するために必要な事業

(収益事業)

(4) 技術士等の育成

2. 前項の事業については、日本全国で行う。

(規律)

第5条 本協会は、運営体制の充実と、財務に関する情報の開示その他における透明性に留意し、理事会が別に定める倫理規程（自主行動基準）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 会 員

(協会の構成員)

第6条 本協会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(3) 賛助会員 本協会の事業に賛助するために入会した個人又は団体

2. 正会員のうち、通算10年以上在籍し、かつ年齢77歳以上に達した者は、理事会の決議を経て、終身会員とすることができ、終身にわたり正会員としての資格を保留することができる。

3. 第1項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は理事会が別に定める入会申込書により申し込み、その承諾を得なければならない。

2. 会員がやむを得ず休会する場合は、理事会が別に定める「会員の入・退会等に関する規程」により届け出て、その承諾を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 名誉会員及び終身会員は、会費を免除する。

3. 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はいかなる理由があっても返還しない。
(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 2年以上会費を納入しないとき
- (5) 除名されたとき

(任意退会)

第10条 会員は退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。その場合、その会員に対し総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会における決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款または規程に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

第4章 総 会

(構成及び議決権)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2. 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3. 第1項の総会をもって「一般法」上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項及びこの定款で定める事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるものの他、「一般法」に規定する事項

(総会の種類及び開催)

第14条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2. 定時総会は、毎事業年度年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 3. 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第3項の規定により正会員から請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長に事故があったときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第17条 総会の議事は、「一般法」第49条第2項に規定する下記の事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

2. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、または電磁的方法をもって表決し、また他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3. 前項の場合における前2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数、出席者数（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 出席理事及び監事の氏名
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令で定める事項

2. 総会の議事録にその実在性と真正性を求めるため、議長のほか、その会議において出席した理事から選任された議事録署名人2人が署名捺印しなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第19条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上21名以内
理事のうち1名以上は外部理事とする。
- (2) 監事 4名以内
監事のうち1名以上は外部監事とする。

2. 理事のうち、1名を代表理事とし、3名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、理事会及び総会に諮るべき理事及び監事の各候補者の選出方法は別に定める選出規程による。

2. 外部理事、外部監事を除く理事及び監事は、正会員とする。

3. 外部理事は本協会の正会員ではなく、かつ、その就任の前10年間本協会の業務執行理事又は使用人であったことがない者とする。

4. 外部監事は本協会の正会員ではなく、就任の前10年間本協会の理事又は使用人であったことがない者とする。

5. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
6. 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。（代表理事は、以下 理事長という）
7. 理事会の決議によって、第2項で選任された業務執行理事より副理事長、専務理事および、常務理事を各々1名選任することができる。
8. 監事は理事又は使用人を兼ねることができない。
9. 各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方のものが他方の配偶者又は3親等内の親族、その他特別の利害関係にある者）にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。
10. 各理事は、各監事と特別利害関係を有しない者でなければならない。
11. 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
12. 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。
（理事の職務）

第21条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2. 理事長は、本協会を代表し、法令およびこの定款の定めるところによりその業務を執行する。
3. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の職務・権限は、別に定める職務規程による。
4. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務）

第22条 監事は、下記の職務を行う。かつ、監査報告書を作成しなければならない。

- （1）理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成すること。
- （2）本協会の業務、財産及び会計の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。
- （3）総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- （4）理事が法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- （5）前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
- （6）理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認められるときはその調査の結果を総会に報告すること。
- （7）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員任期）

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
4. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りないときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第24条 役員は、次の各号のひとつに相当する場合、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。この場合、その役員に対し決議の前に弁明の機会を与え

なければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反および、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第25条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。その額については総会が別に定める役員等報酬等規程による。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(相談役、顧問)

第26条 本協会は、若干名の相談役及び顧問をおくことができる。

2. 相談役及び顧問は、別に定める規定により、会員の中から理事会の決議を経て理事長が委嘱する。委嘱期間は2年とする。

3. 相談役及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第27条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会の日時等並びに付議事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 本協会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

2. 理事会の運営に関し、必要な事項は法令及びこの定款で定めるもののほか、理事会で定める理事会運営規程によるものとする。

(開催)

第29条 理事会は、定例理事会および臨時理事会の2種とする。

2. 定例理事会は、毎年事業年度5回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催することができる。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 監事から理事長に招集の請求があったとき

(招集)

第30条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事会の招集は別に定める理事会運営規程による。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を存する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議

決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記）
 - (3) 審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の要領およびその結果
 - (5) 別に定めるみなし理事会(第32条第2項 決議の省略)に関する事項
 - (6) その他法令で定める事項
2. 議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した理事長及び監事は、これに記名捺印しなければならない。
 3. 議事録が電磁的記録によって作成されているときは、法務省令で定める署名又は署名押印に変わる措置をとらなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の種別)

第34条 本協会の資産は基本財産及びその他の資産の2種類とする。

2. 基本財産は、公益目的事業を行うための不可欠な財産であり財産目録で特定し、その基本財産は理事会の決議を経て別途定める。
3. その他の資産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄附を受けた資産の取り扱いは、第4条の公益目的事業に使用するものとし、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。
5. 本協会の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金管理・運用規程によるものとする。
6. 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議を経て、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。
7. 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供するものとする。
3. 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第36条 本協会の会計は、理事会の決議を経て別に定める会計処理規則によるものとする。

2. 理事長は止むを得ない事由があるときは、理事会の決議を経て、予算外支出及び予算超過支出を行うことができる。また、その場合収支予算の収入及び支出をそれぞれの科目に編入する。

(事業報告及び決算)

第37条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出するとともに、3号ないし5号の書類

は定時総会の承認を得て、当該事業年度終了後、3ヶ月以内に行政庁に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（運営体制充実に向けた取組等を含む）
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (5) 財産目録

2. 前項の規定により報告され、承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類

3. 本協会は、法務省令で定めるところにより、定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第38条 理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に記載するものとする。

第8章 委員会・部会

（委員会・部会）

第39条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会または部会を設置することができる。

2. 委員会または部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に規程を定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2. 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

3. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第41条 本協会は、合併、破産、裁判所の解散命令など、法令で定められた事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することが出来る。

（公益目的取得財産額の贈与）

第42条 本協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産額があるときは、これに相当する額の財産を取り消しの日又は合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、「公益認定法」第5条第17号に掲げる公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第43条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するため、別に定める規程により事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 主たる事務所には、次の帳簿および書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び収支計算書

(9) 貸借対照表及び損益計算書

(10) 財産目録

(11) 監査報告書

(12) その他、法令で定める帳簿及び書類

2. 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第46条第2項に定める情報公開規程による。

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第46条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財産資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第47条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告方法)

第48条 本協会の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という) 第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日（平成24年12月14日）から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は、石原 哲男（住所；伊丹市昆陽 5-144-9）とする。
3. 「整備法」第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条第 3 項の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 24	(2012)	年 12 月 12 日	移行認定
平成 27	(2015)	年 3 月 20 日	変更(4 月 8 日変更届出)
平成 29	(2017)	年 6 月 3 日	変更(6 月 21 日変更届出)
令和 元	(2019)	年 6 月 9 日	変更(6 月 25 日変更届出)
令和 7	(2025)	年 6 月 7 日	変更